

第1章 第2次厚木市スポーツ推進計画について

1 策定の趣旨

本市では、市民の皆様がいつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて人々の心のふれあいを推進することを目指し、平成19年3月に厚木市スポーツ振興計画（以下「振興計画」という。）を策定し、「スポーツで心がふれあう都市あつぎ^{まち}」を基本理念に、様々なスポーツ振興策を展開してきました。

一方、国においては、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中、平成23年にスポーツ基本法^{※1}を制定しました。この法律では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、長寿社会の実現、心身の健康の保持増進など、多面にわたる役割を担うとされています。そして国は、スポーツ基本法の理念を実現するため、スポーツ基本計画を策定し、国のスポーツ政策の具体的な方向性を示しました。

このようなスポーツ基本法の制定及び国のスポーツ基本計画の策定を踏まえて、本市では平成26年3月に振興計画を改定し、厚木市スポーツ推進計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、スポーツ推進施策を展開してきました。また、神奈川県では、平成29年3月に神奈川県スポーツ推進条例を制定するとともに、神奈川県スポーツ推進計画を策定し、県民を始め、市町村やスポーツ関係団体などと連携・協働してスポーツの推進に取り組むための施策を示しました。

今般、社会情勢や市民の皆様のニーズやライフステージなど、スポーツを取り巻く環境の変化に伴い、新たな課題に対応した更なる取組が求められています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機として高まったスポーツに対する関心を、いつまでも絶やすことなく、生活の中にスポーツを定着させることで、大会のレガシー（遺産）を創出する必要があります。

このような状況の変化を受け、本市のスポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に推進し、「あつぎスポーツ王国^{※2}」を着実に実現するため、第2次厚木市スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

※1 スポーツ基本法

昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正したもの。スポーツに関し基本となる理念や施策の方向性等を定めた法律。平成23年8月から施行。

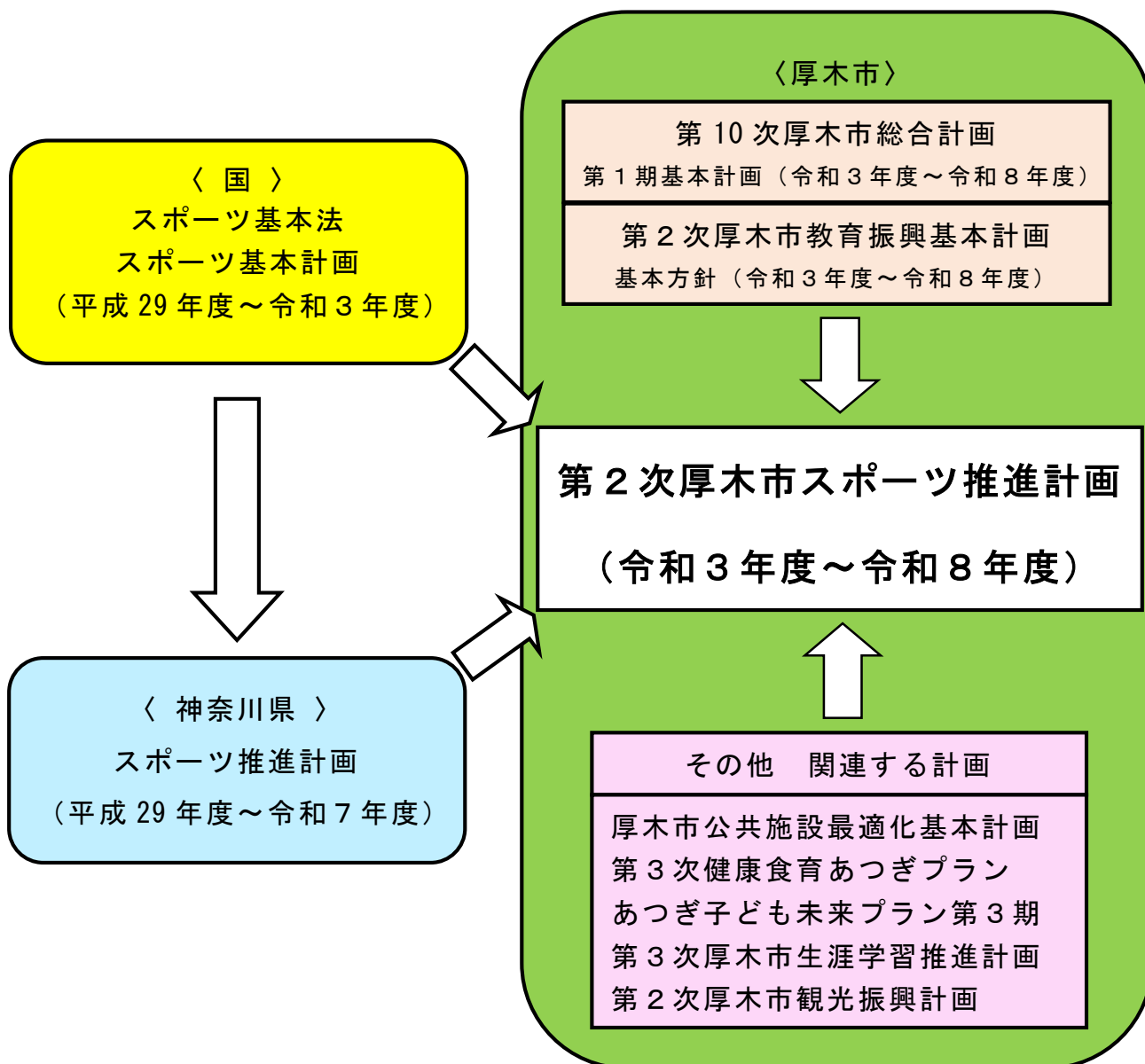
※2 スポーツ王国

スポーツ活動の推進、スポーツ活動を支える仕組み、スポーツ活動を広げる環境の実現等により、市民一人一人が主体となり技量・ライフスタイルに応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境が整備された状態のこと。

2 計画の位置付け

本計画は、第10次厚木市総合計画及び第2次厚木市教育振興基本計画に掲げる目標を実現するための具体的な取組等を定めた個別計画とします。

また、スポーツ基本法に定める「地方スポーツ推進計画」に位置付け、国のスポーツ基本計画及び神奈川県スポーツ推進計画を参酌し、厚木市スポーツ推進審議会からの答申に基づき策定します。



3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、計画期間中、新たな課題や社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

4 スポーツの定義

本計画では、「スポーツ」の範囲を広く捉え、勝敗や記録を競う運動競技だけでなく、ウォーキング（散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩きなどを含む。）、階段昇降、ストレッチ、ダンス、ハイキング、サイクリング、キャンプ、釣りなど、レクリエーションやレジャー、健康の維持増進のために行う身体活動も含むこととします。

また、自らが身体を動かして行う「する」スポーツ、他者の競技を観戦する「みる」スポーツ、監督・コーチなどの指導者、スポーツ大会の審判やスタッフ、プロチームのサポーターとして参画する「支える」スポーツなども、スポーツ活動の一つとして捉えています。

